

【 投薬 】

１６３ 急性気管支炎等に対するアズレンスルホン酸ナトリウム水和物（口腔用に限る。）の算定について

《令和６年５月３１日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するアズレンスルホン酸ナトリウム水和物（口腔用に限る。）の算定は、原則として認められない。

- (1) 急性気管支炎
- (2) 慢性気管支炎

○ 取扱いを作成した根拠等

アズレンスルホン酸ナトリウム水和物（口腔用に限る。）の添付文書の効能・効果は「咽頭炎、扁桃炎、口内炎、急性歯肉炎、舌炎、口腔創傷」である。

気管支炎は、咽頭をはじめとした上気道ではなく、下気道（気管、気管支）に炎症を起こす疾患の総称であり、上記の効能・効果には該当しない。

以上のことから、急性気管支炎、慢性気管支炎に対する当該医薬品の算定は、原則として認められないと判断した。